

研修名	専門課程 宅地建物取引 【集合】 (平成14年度～)					
目的・重点事項	宅地建物取引行政に関する総合的かつ専門的な知識の修得を図ることを目的とする。 以下の点を重点項目とする。 ① 宅地建物取引業に係る免許・監督事務及び宅地建物取引に関する紛争処理並びに取引調査事務の的確な遂行に必要な宅地建物取引業法、民法、借地借家法、不当景品類及び不当表示防止法等の多岐にわたる法制度に係る知識の修得 ② 宅地建物取引を巡る判例等の実例及び事例研究を通じた、総合的対応策の策定能力の向上					
対象者	国土交通省、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県の職員で、宅地建物取引行政を担当する係長又はこれと同等の職にある者					
定員(人)	国土交通省	内閣府沖縄総合事務局	地方公共団体	独立行政法人等	団体	計
	9	1	20			30
研修期間	31.0時間 5日間			令和5年 9月25日(月)～ 令和5年 9月29日(金)		
カリキュラム内容 (予定時間)	1. 講義(23.75) ① 宅地建物取引業法(1.5) ② 民法Ⅰ(契約法総論)、民法Ⅱ(契約法各論)、借地借家法、建物区分所有法等(12.5) ③ 消費者契約法等関連法令、犯罪収益移転防止法及び不動産取引からの反社会的勢力の排除、宅地建物取引を巡る紛争事例と事実認定手法等(8.75) ④ 講話(1.0) 2. 課題研究(5.0) 宅地建物取引業法に基づく取引事例に関する討議 (参考)昨年度例題：賃貸マンションの入居等に係るトラブル 3. その他(1.5) 入校式、修了式、オリエンテーション、ガイダンス 計 30.25					
前年度からの 主な変更点						
担 当	計画管理部 主任教官 (TEL:042-321-6947)					
備 考	テキスト代(予定)35,000円					